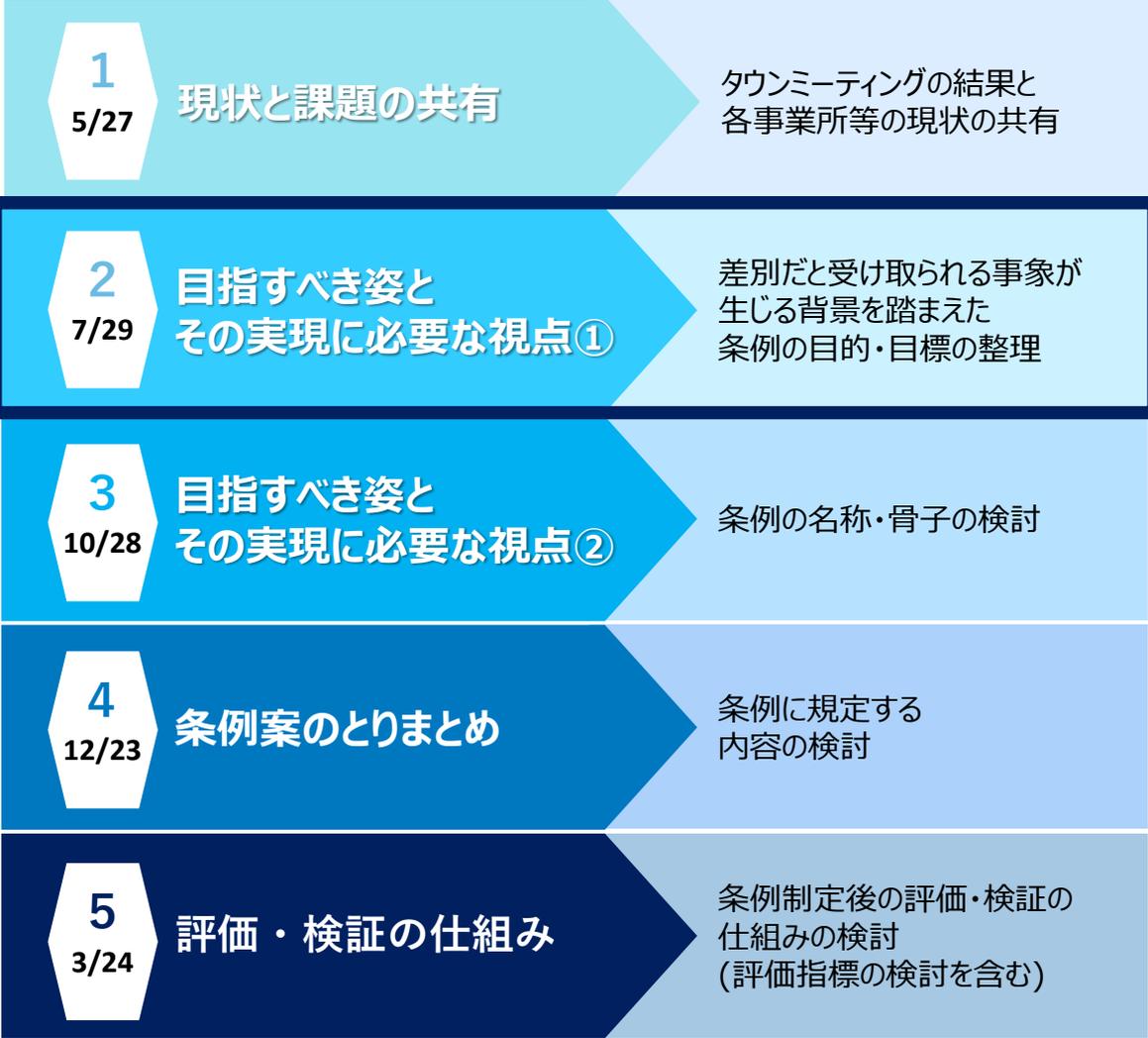


検討スケジュール



タウンミーティングの結果と各事業所等の現状の共有

1
5/27
現状と課題の共有

差別だと受け取られる事象が生じる背景を踏まえた条例の目的・目標の整理

2
7/29
目指すべき姿とその実現に必要な視点①

条例の名称・骨子の検討

3
10/28
目指すべき姿とその実現に必要な視点②

条例に規定する内容の検討

4
12/23
条例案のとりまとめ

条例制定後の評価・検証の仕組みの検討
(評価指標の検討を含む)

5
3/24
評価・検証の仕組み

〔協議事項〕
・条例制定の意義
・規定事項

〔シートの内容〕
・条例制定の背景
・第1回会議の振り返り
・条例の目的・目標の整理・検討イメージ
・制定を目指す条例のイメージ

障害者基本法

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
(障害者総合支援法)

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律
(障害者差別解消法)

障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法
※R4.5.25公布・施行

【障がい者を取り巻く現状の課題】 ※第1回「(仮称)障がい者の合理的配慮条例」条例制定検討委員会」資料No.3-P2抜粋

- ◇一定の配慮や社会的支援基盤は整いつつあるものの、必要以上に住み分けが進んできている
- ◇偏った情報による偏見や、障がいの有無によって活動の場が分けられてしまい、活動の選択肢が限られ、望む活動を諦めなければならない
- ◇障がいの特性や個々の状態によって社会的障壁は異なるものの、「障がい者」と一括りにされる傾向がある
- ◇自身とは異なる障がいに対する強い差別意識や偏見も少なからず見受けられることから、多様性への受容と寛容といった視点が極めて重要

○

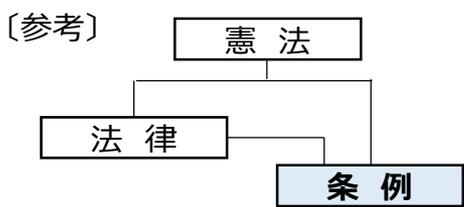
×

×

行政(教育委員会)・支援事業者による福祉的支援に係る取組が中心

推進にあたっては障がい者と市民・地域との相互理解が不可欠

市の考え方を議会の議決を得て恒久的な形ではっきりさせ、その方向性を市民・地域と共有した上で必要な施策を展開していきたい



条例は、公共団体が法令の範囲内で議会の議決により制定する法形式の名称

- ・市民に義務を課し、または権利を制限する場合(法令に定めがある場合を除く)
- ・特に重要な政策に係る基本理念など、議会を通じて市民の総意として進めていくことが**適当**なもの

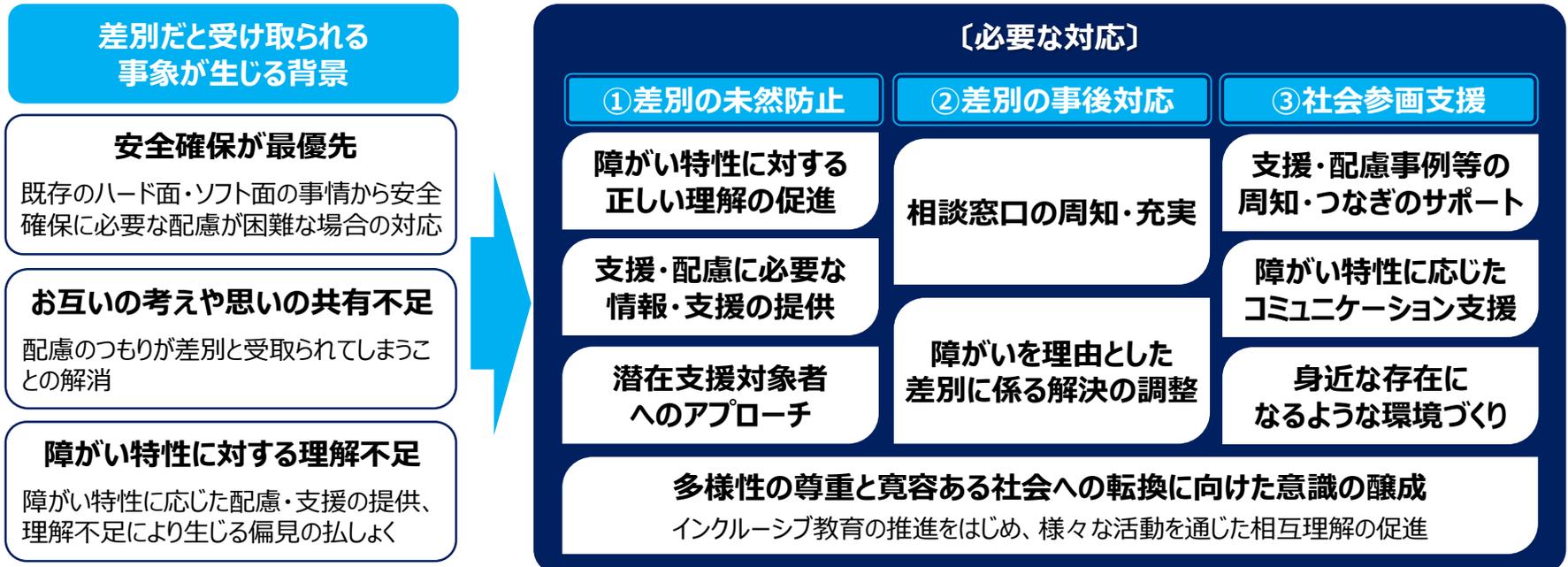
第1回会議の振り返り

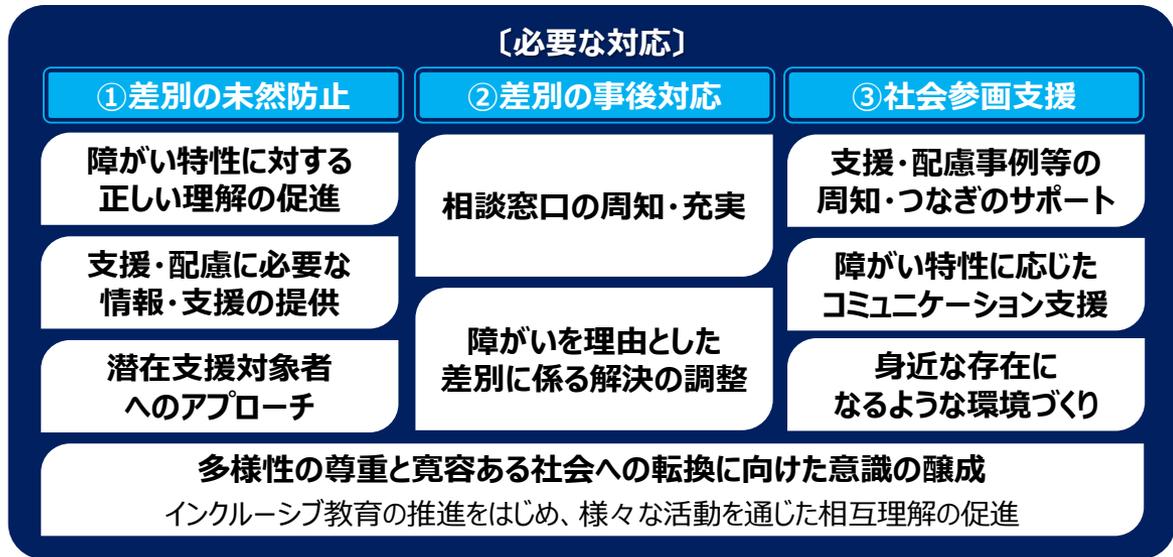
◆障害者基本法・障害者差別解消法の目的

障がい者を理由とする差別の解消を推進し、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する

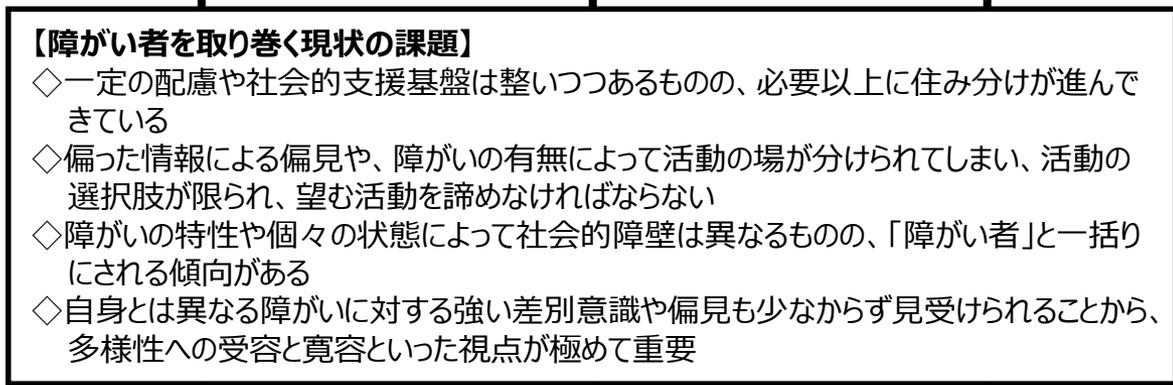
障がいがある者 (障がい者)	身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む）その他の心身の機能の障がいがある者であって、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある者（以下「障がい者」という）
社会的障壁	障がい者にとって、日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの
差別	不当な差別的対応 を行うこと又は 合理的配慮の不提供
不当な差別的対応	正当な理由なしに 、障がいに関連する事由を理由として、障がい者を 区別し 、 排除し 、若しくは 制限 すること、又はその人に条件を付けること、その他不利益的な行為
合理的配慮	障がい者が現に社会的障壁の除去を必要としている場合、その 実施に伴う負担が過重ではない限りにおいて、障がい者の人権を尊重 し、障がい者の性別、年齢及び障がいの状態に応じて、その実施について必要かつ合理的な変更、調整等を行うこと

◆タウンミーティングの結果等に対する意見等

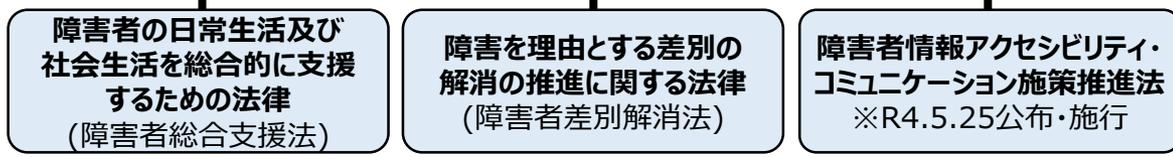




差別だと受け取られる事象が生じる背景を踏まえ、必要な対応について、条例の規定内容(目標)を整理



障がい者を取り巻く現状の課題、法の趣旨等を踏まえながら、条例の目的(理念)を整理



制定を目指す条例のイメージ

障がい者差別解消条例

情報・コミュニケーション条例

インクルーシブ条例

3つの条例の視点をあわせた条例

多様性を尊重し、異なる価値観を認め合うことができ、かつ、誰もが持てる力を発揮できるような環境づくりを進めるために必要な事項を定め、障がいのある人もない人もすべての市民が大切にされ、分け隔てられることなく、安心して幸せに暮らし続けることができる地域社会を実現する

〈参考〉 障がい者に関する条例の制定状況（R4.7.1現在）

No.	条例の区分	目的	制定自治体数
1	障がい者差別解消条例	①障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する地域社会の実現 ②障がいのある人もない人も共に安心して幸せに暮らすことのできる地域社会の実現	119自治体 (都道府県37・指定都市8・中核市9・一般市41・町村24) ※R4.4.9現在
2	手話言語条例	手話が言語であるとの認識に基づき、手話の普及による、ろう者とろう者以外の者が共生することのできる地域社会の実現	397自治体 (府県29・区市277・町村83)
3	情報・コミュニケーション条例 ※手話言語条例の内容含む	障がい特性に応じたコミュニケーション手段を利用しやすい環境を構築し、障がいのある人もない人も分け隔てられることなく、安心して暮らすことのできる地域社会の実現	96自治体 (道県8・区市87・町村1)
4	インクルーシブ条例	多様性を尊重し、異なる価値観を認め合い、誰もが持てる力を発揮でき 障がい者その他のすべての市民が大切にされ、誰も取り残されないインクルーシブ社会の実現	1自治体 (兵庫県明石市)
5	障がい者の雇用促進条例	障がい者の雇用促進と就労の安定化を深化・推進し、障がいの有無にかかわらず誰もが生きがいを感じながら安心して暮らすことのできる地域社会の実現	3自治体 ・障害者等の雇用の促進等と就労の支援に関する条例(ハートフル条例)【大阪府】 ・障がい者の雇用の促進等に関する条例【徳島県】 ・障がい者千五百人雇用推進条例【岡山県総社市】

〈一般的な体系と規定内容〉

包括的な目線の条例			個別事案に特化した条例	
障がい者差別解消	情報・コミュニケーション	インクルーシブ	手話言語	障がい者の雇用促進
第1章 総則 ①目的 ②定義 ③基本理念 ④市の責務 ⑤市民・事業者等の役割	①目的 ②定義 ③基本理念 ④市の責務 ⑤市民の役割 ⑥事業者の役割 ⑦事業者への支援 ⑧理解の促進 ⑨環境整備 ⑩情報の発信 ⑪人材の確保・養成	第1章 総則 ①目的 ②定義 ③基本理念 ④市の責務 ⑤市民等の役割 ⑥事業者の役割 ⑦財政上の措置	①目的 ②定義 ③基本理念 ④市の責務 ⑤市民の役割 ⑥事業者の役割 ⑦人材の確保・養成	①目的 ②基本理念 ③市の責務 ④事業主の責務 ⑤市と関係のある事業主の責務 ⑥事業主団体の責務 ⑦市民の役割 ⑧特例子会社設立の支援 ⑨就業及び生活上の支援 ⑩障がい者支援施設等からの物品の買い入れ等 ⑪啓発活動の実施 ⑫顕彰 ⑬雇用委員会の設置
第2章 障がいを理由とした差別的解消 I 差別の禁止等 ⑥差別の禁止 ⑦合理的配慮の提供 II 差別の事後対応策 ⑧相談 ⑨助言又はあっせんの申立て ⑩事実の調査 ⑪助言又はあっせん ⑫勧告及び事実の公表 ⑬調整委員会の設置		第2章 基本方針 ⑧あらゆる差別の解消 ⑨障がい者等の参画 ⑩情報の確保及び利用 ⑪市、市民、事業者及び関係機関の連携協力		
第3章 共生社会の実現に向けた基本施策 I 障がい及び障がい者に対する理解の促進 ⑭周知啓発・研修の実施 ⑮交流機会の提供 ⑯顕彰 II 障がい者の自立・社会参加のための支援 ⑰意思疎通支援 ⑱就労支援 III 条例推進会議の設置		第3章 インクルーシブ社会の実現に向けた基本施策 ⑫インクルーシブ教育の推進 ⑬災害時要配慮者の支援 ⑭総合相談支援体制の整備 ⑮地域生活の支援 ⑯障がい者等に対する雇用及び就労支援 ⑰地域生活関連施設の整備 ⑱移動手段の確保 ⑲ユニバーサルツーリズムの促進		

組み込むことが可能

組み込むことが可能

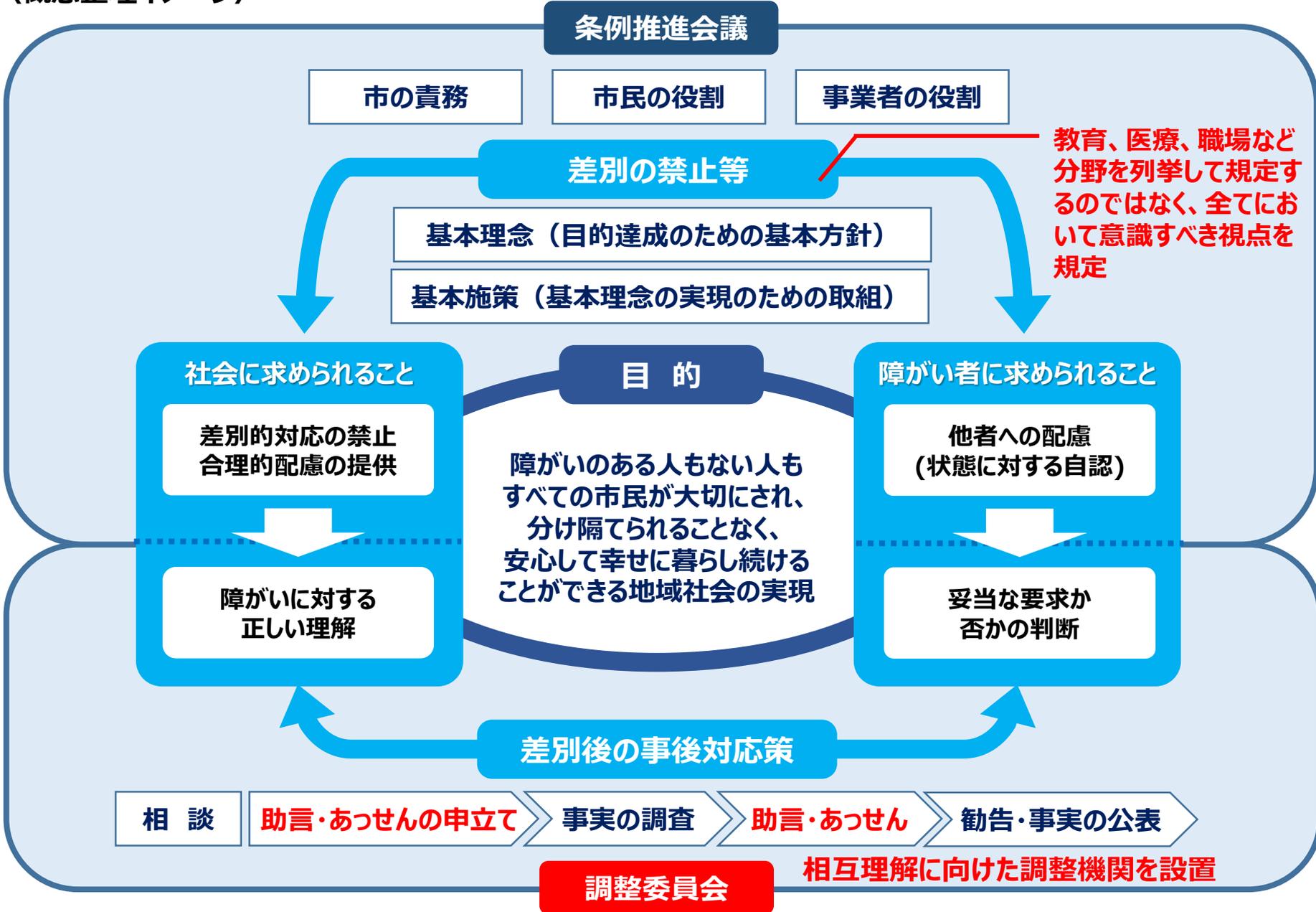
類似

〈障がい者差別解消条例の一般的な規定内容〉

体 系	規定内容
第1章 総則 ① 目的 ② 定義 ③ 基本理念 ④ 市の責務 ⑤ 市民・事業者等の役割	① この条例により、何を推進し、どういった地域社会の実現を目指すのか ② この条例における用語の定義（例えば、合理的配慮とは） ③ 基本理念（例えば、(1)全ての障がい者は、差別を受けることなく、社会を構成する一員として経済、文化その他のあらゆる活動に参加する機会が確保されることにより、人として尊厳ある生活が保障されること。(2)差別を解消するための取組は、障がい者及び障がいのない者が多様性を相互に認め、関わり合い、協力して行うとともに、これを将来の世代にも継承すること。など、推進に係る基本理念） ④ ③の推進に当たり対し市が実施すること ⑤ ③の推進に当たり市民・事業者に求めること
第2章 障がいを理由とした差別の解消 I 差別の禁止等 ⑥ 差別の禁止 ⑦ 合理的配慮の提供	⑥ 不当な差別的扱いをしてはならないこと ⑦ 合理的配慮の提供範囲、市・事業者に対する留意事項（例えば、不特定多数の者が利用する施設を提供する場合、教育を行う場合、医療を提供する場合、災害が発生した場合など）
II 差別の事後対応策 ⑧ 相談 ⑨ 助言又はあっせんの申立て ⑩ 事実の調査 ⑪ 助言又はあっせん ⑫ 勧告及び事実の公表 ⑬ 調整委員会の設置	⑧ 差別に関する相談、情報提供、調整事項に関すること ⑨～⑫ 差別に該当すると思われる事案に対し、解決するために必要な助言又はあっせん（間に入って双方をうまく取り持つこと）の仕組みに関すること ⑬ 差別解消に関する取組の検討・提言、⑪等を担う機関の設置に関すること
第3章 共生社会の実現に向けた基本施策 I 障がい及び障がい者に対する理解の促進 ⑭ 周知啓発・研修の実施 ⑮ 交流機会の提供 ⑯ 顕彰	⑭ 障がいに対する正しい理解を深めるために実施すること ⑮ 障がい及び障がい者に対する市民の理解、障がい者と障がいがない人との相互理解を深めるための互いに交流する機会の提供等に関すること ⑯ 障がい者に配慮した取組を行う事業者、その取組に関する情報の周知、顕彰制度に関すること
II 障がい者の自立・社会参加のための支援 ⑰ 意思疎通支援 ⑱ 就労支援	⑰ 障がい特性に応じた情報、コミュニケーションの確保に関すること ⑱ 就労における相談及び支援に関すること
III 条例推進会議の設置	条例の目的を推進していくために必要な取組の協議・提案を行う機関の設置に関すること

制定を目指す条例のイメージ

〈概念整理イメージ〉



教育、医療、職場など分野を列挙して規定するのではなく、全てにおいて意識すべき視点を規定

相互理解に向けた調整機関を設置